

# 外商投資参入ネガティブリストの更新： 市場開放を告げる狼煙

2018年7月  
第23号

## 概要

2018年4月10日、習近平国家主席はボアオ・アジア・フォーラム開会式<sup>1</sup>にて、中国が市場参入規制の大幅な緩和などを含む開放拡大に係る多数の重要措置を講じると宣言し、国内外の幅広い注目を集めました。この重要な講話を実行に移すため、国家発展改革委員会(発改委)および商務部が2018年6月28日に「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(以下「2018年版全国ネガティブリスト」)を公布し、製造、金融、交通運輸、インフラ、農業、エネルギーおよび資源などの分野に関する22項目の開放措置を打ち出しました。同時に、2017年版「外商投資産業指導目録」<sup>2</sup>におけるネガティブリスト(以下「2017年版全国ネガティブリスト」)が大幅に簡素化され、このうち一部の分野の開放について具体的なスケジュールが公表されました。2018年版全国ネガティブリストは、2018年7月28日から施行され、2017年版全国ネガティブリストはこれに伴い廃止されます。

その後、発改委および商務部は6月30日に、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(以下「2018年版自由貿易試験区ネガティブリスト」)を公布しました。2018年版全国ネガティブリストをもとに、2018年版自由貿易試験区ネガティブリストでは農業、採鉱、文化および付加的電信などの分野にて新たな措置を打ち出し、パイロットプログラムとしてさらなる外資参入制限の取消または緩和を実施し、ネガティブリスト項目もまた2017年版の95項目から45項目に削減されました。2018年版自由貿易試験区ネガティブリストは、2018年7月30日から全国の現行11の自由貿易試験区<sup>3</sup>にて適用が開始され、2017年版自由貿易試験区ネガティブリスト<sup>4</sup>はこれをもって廃止されます。

本稿では、2018年版全国ネガティブリストの主な変更点を分析し、2018年版全国ネガティブリストと2018年版自由貿易試験区ネガティブリストの主な相違点を比較し、外商投資への影響および専門家としての私どもの見解を紹介します。

## 詳細

### 2018年版全国ネガティブリストの主な変更点

2017年版「外商投資産業指導目録」では、初めてネガティブリストの形式で、63項目の外商投資制限および参入禁止の特別管理措置が規定されました。一方、2018年版全国ネガティブリストでは、初めて単独で公布された外商投資参入ネガティブリストとして、フォーム(一覧表)形式を採用し、2017年「国民経済産業分類」(GB/T 4754-2017)に基づき分類を実施しています。2017年版全国ネガティブリストと比較して、2018年版全国ネガティブリストでは15項目が削減されるとともに、48項目の特別

管理措置が留保され、外商投資審査範囲がより一層限定されました。2018年版全国ネガティブリストでは、大幅に市場参入規制が緩和されており、具体的措置は主に以下の分野で変更されています。

### 製造業分野

2018年版全国ネガティブリストでは異なる程度において自動車、船舶および航空機産業に対する外資制限の取消または開放が実現されています。具体的には、専用車、新エネ車の完成車を製造する外資の出資比率制限が取り消されています。また、船舶(段階ごとでも可)の設計、製造および修理に関する中国側出資比率を過半数とする必須

条件が取り消されています。同様に、主要路線・地方路線の航空機の設計、製造および修理、ならびに3トン以上のヘリコプターの設計および製造、そして地面・水面ビークルの製造、ならびにドローンおよびエアロスタット(軽航空機)の設計および製造に関する中国側出資比率を過半数とする必須条件が取り消されています。

さらに、2018年版全国ネガティブリストでは、自動車分野の対外開放のスケジュールが規定されており、2020年に商用車の外資出資比率制限が取り消され、2022年には乗用車の外資出資比率制限と、合併企業に参画する企業が2社を超えてはならないという制限が取り消される予定です。

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

これは、規定の期間が経過した後、上記分野の外資参入制限が自動的に取り消されることを意味します。製造業分野における開放により、外資によるハイテク製造業、スマート製造業およびクリーン製造業への参入がますます推進され、「中国製造(メイド・イン・チャイナ)2025」戦略を後押しするものと考えられます。

### 金融分野

中国資本銀行に対する外資単独での持分比率が 20%を超えず、合計での持分比率が 25%を超えてはならない出資比率制限が取り消されました。また、証券会社、証券投資基金管理会社、先物会社と生命保険会社への外資出資比率の制限が 51%まで緩和されました。自動車産業と同様に、2018 年版全国ネガティブリストでは金融産業に適用する経過期間が規定されており、2021 年に金融分野の全ての外資出資比率制限が取り消される予定です。段階的に開放の程度が高まっており、今後はより正確に開放の動向を予測することが可能になると考えられます。

2018 年 4 月から 5 月にかけて、証券監督管理委員会が「外商投資証券会社管理弁法」および「外商投資先物会社管理弁法(意見募集稿)」をそれぞれ公布し、このうち重大な改正は、外商投資証券会社と先物会社の出資比率を最高で 51%まで認めるという規定です。2018 年 5 月、銀行保険監督管理委員会が「外資保険会社管理条例実施細則(意見募集稿)」を公布し、外国保険会社と中国の会社が中国国内で生命保険業務を運営する上での合併保険会社(合併生命保険会社)の外資出資比率の上限が 50%から 51%に改定されました。金融監督機関の上記の措置は、2017 年 11 月の米中首脳会談における金融分野の市場参入規制緩和での合意を受けたものであり、2018 年版全国ネガティブリストの実施において政策的保護を設けるためであると考えられます。

### 文化・娯楽分野

2018 年版全国ネガティブリストでは、インターネット・アクセス・サービス事業運営に対する外国資本の参加を禁止する規定が取り消されましたが、新たに、映画配給業務、国有文化物博物館および文芸演出団体に対する外資参入を禁止する規定が追加されました。教育分野では、新たに、宗教・教育機関への外資参入を禁止する規定が追加されました。2018 年版全国ネガティブリストでは基本的に全面的な開放が掲げられていますが、上記の分野に対する新たな禁止規定を見ると、中国政府による文化宣伝分野における外資管理引締め意図が読み取れます。

### その他分野(インフラ、交通運輸、貿易流通、農業、エネルギーおよび資源などを含む)

インフラ分野において、鉄道幹線網、送電網建設における中国側の出資比率を過半数としなければならない制限が取り消されました。交通運輸分野では、鉄道旅客運輸会社、国際海上運輸、国際船舶代理業への外資参入制限が取り消されました。貿易流通分野では、ガソリンスタンド、食糧購買卸売への外資参入制限が取り消されました。

2018 年版全国ネガティブリストではさらに農業、エネルギーおよび資源分野への外資参入規制が緩和され、小麦およびコーン以外の農作物種子の生産、特殊希少石炭類および黒鉛採鉱、稀土製錬分離およびタングステン製錬への外資参入制限が取り消されました。

### 2018年版全国ネガティブリストと、2018年版自由貿易試験区ネガティブリストの主な相違点

2018 年版外商投資参入ネガティブリストは、中国が大幅に外資参入を緩和する重要な政策文書であり、全国および自由貿易試験区にそれぞれ適用される 2 つのネガティブリストが含まれます。2018 年版全国ネガティブリストと比較すると、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストの開放度はより高く、

外資参入禁止・制限項目が 2017 年版自由貿易試験区ネガティブリストの 95 項目から 45 項目に削減されており、また市場参入緩和の面で、2018 年版全国ネガティブリストと一致する開放措置の他に、農業、採鉱、文化および付加的電信などの分野で新たな措置が設けられており、外資参入制限をさらに取り消すまたは緩和することが規定されています。具体的には以下の内容が盛り込まれています：

- 農業分野では、小麦およびコーンの新品種の栽培および種子生産への外資出資比率の上限が従来 49%未満であったが 66%未満にまで緩和された。
- 採鉱分野では、石油および天然ガス探査・開発が合併企業および合作企業に制限されていた従来の規定が取り消された。放射性鉱物の製錬、加工および核燃料生産への外資参入禁止規定が取り消された。
- 文化分野では、演出経営機構の中国側出資比率を過半数としなければならない制限規定が取り消された。文芸演出団体の外資による出資・設立を禁止する従来の規定が、中国側出資比率を過半数とする規定に改められた。
- 付加的電信分野では、上海自由貿易試験区にて従来、28.8 平方キロメートルの区域に限定されていた開放措置を全ての自由貿易試験区に拡大して適用することが規定された。

上記の外資参入制限措置の取消または開放に加えて、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストでは、採鉱、交通運輸、郵政、法律サービス、文化、教育および娯楽などの分野で 13 項目のより明確な参入要件が規定されました。例えば、法律サービス分野では、2018 年版全国ネガティブリストで国内弁護士事務所のパートナーとなることを禁止する規定が新たに追加され、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストではこの規定が細分化され、外国弁護士事務所は中国国内で代表機構の設立のみが認められ、かつ中国で

業務を行う弁護士を雇用することはできず、また雇用する補助人員は法律サービスを提供してはならず、代表機構と派遣駐在代表設立時に中国司法行政部門の認可を受けなければならないことが明確に規定されています。映画制作分野では、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストで、映画制作会社、配給会社、映画館運営会社および映画配信業務への外資出資・参入を禁止することが規定されていますが、関連当局の認可を受ければ、中国・外国企業による共同での映画撮影・制作が認められます。2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストで細分化されたこれら 13 項目の参入要件は、2018 年版全国ネガティブリストにも同様に適用されるものと私どもは考えます。

### 重要ポイント

2017 年、国務院は「対外開放拡大、外資積極利用の若干の措置に関する通知」(国発[2017]5 号、以下「外資誘致 20 条措置」)<sup>5</sup> および「外資増進の若干の措置に関する通知」(国発[2017]39 号「外資誘致 22 条措置」)<sup>6</sup> を続けて公布し、外資参入制限を軽減するとともに、外資の中国における経営環境を最適化し、外資による対中投資誘致を図っています。国務院が 2018 年 6 月 10 日に公布した「外資の積極有効利用による経済の高品質な発展促進の若干の措置に関する通知」(国発[2018]19 号)は、「外資誘致 20 条措置」と「外資誘致 22 条措置」に続く、外資管理規則の 3 つ目の政策文書となり、「市場参入を大幅に緩和し、参入前の国民待遇に加えたネガティブリスト管理制度を全面的に実施する」ことが明確に提起されています。2018 年版全国ネガティブリストと 2018 年版自

由貿易試験区ネガティブリストの公布により、19 号通達の作業が実行に移され、その重要度の高さから中国による外資誘致の積極的態が見取れ、中国外資管理制度のさらなる開放と、動的かつ高効率な改革が予想されます。また、より公平で透明、かつ利便性が高く、より一層魅力的なビジネス環境を構築し、外商投資を安定的に増進させ、高水準の開放による経済の高品質な発展を実現するという中国政府の意図がうかがえます。

国外投資者(香港・マカオ・台湾を含む)は、2018 年版全国ネガティブリストおよび 2018 年版自由貿易試験区ネガティブリスト適用時に、ネガティブリスト内の非禁止投資分野について、外資参入認可を受ける必要があります。ネガティブリスト外の分野については、内外資一致原則に則った管理がなされます。香港・マカオ・台湾の投資者は、自由貿易試験区内外での投資時に、2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストおよび 2018 年版全国ネガティブリストに依拠し、CEPA または ECFA<sup>7</sup> でより有利な開放優遇措置が規定されている場合は、関連協定規定を適用することができます。

2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストは、2018 年 7 月 30 日に全国の 11 の自由貿易試験区内にて一斉に適用が開始されます。自由貿易試験区は、対外開放の先駆けとしてパイロットプログラムを継続し、より広い範囲での開放拡大やネガティブリスト管理制度の改善において再現・拡大適用が可能な経験とノウハウを蓄積するために運営が継続されるものとみられます。2018 年版自由貿易試験区ネガティブリストでは、対外開放のストレステストをより厳格に実施しており、特に電信、文化

および観光などの分野でこの傾向が顕著です。今後の政策動向につき、私どもは専門家としての見解と分析を随時ご紹介してゆく予定です。

### 注釈

1. 習近平国家主席によるボアオ・アジア・フォーラム 2018 年年次大会開会式での演説(全文)は以下の URL をご参照ください：  
[http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/10/content\\_5281303.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/10/content_5281303.htm)
2. 「外商投資産業指導目録(2017 年改定)」(国家発展改革委、商務部令[2017]4 号)の詳細は私どもの「中国税務ニュースフラッシュ」2017 年第 25 号をご参照ください。
3. 2018 年 7 月現在、全国の 11 の自由貿易試験区はそれぞれ、上海市、広東省、天津市、福建省、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省および陝西省に位置しています。各自由貿易試験区が網羅する範囲については、各自由貿易試験区の全体案をご参照ください。
4. 「国務院弁公庁、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017 年版)公布に関する通知」(国弁発[2017]51 号)の詳細は、私どもの「中国税務ニュースフラッシュ」2017 年第 23 号をご参照ください。
5. 「外資誘致 20 条措置」の詳細は、私どもの「中国税務ニュースフラッシュ」2017 年第 3 号をご参照ください。
6. 「外資誘致 22 条措置」の詳細は、私どもの「中国税務ニュースフラッシュ」2017 年第 28 号をご参照ください。
7. CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement、日本語では「経済貿易緊密化協定」とは、「中国大陸および香港のさらなる緊密な経済貿易関係構築に関するアレンジメント」(香港地区の投資者に適用)または「中国大陸およびマカオのさらなる緊密な経済貿易関係構築に関するアレンジメント」(マカオ地区の投資者に適用)を指します。ECFA (Economic Cooperation Framework Agreement、日本語では「兩岸経済協力枠組み取決め」とは、「海峡兩岸経済合作枠組み合意」を指します。

## お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、**ビジネス・投資コンサルティングサービスチーム** までお気軽にご連絡ください。

於勃	沈琳軍
パートナー	パートナー
+86 (10) 6533 3206 bo.yu@cn.pwc.com	+86 (21) 2323 3060 linjun.shen@cn.pwc.com

**PwC 中国 ビジネス・投資コンサルティングサービスチーム**は、中国ビジネスおよび投資法務のコンサルティングを専門とし、この分野において幅広い経験とノウハウを有しています。中国市場の参入から、ソリューション設計まで、投資機構の設置、外貨プランニング、投資構造再編、(持分譲渡、M&A など)を含む全面的かつ専門的なサービスをクライアントに提供します。これらのサービス以外に、私どものサービスチームは中国の各レベルの当局と常に緊密な協力関係を維持しており、中央および地方の各産業を管轄する各レベルの所轄機関と密接に協議し、中国ビジネスおよび投資に関する法律体系の不断の発展と進歩に貢献しています。

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 7 月 5 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国および香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポールおよび台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、および専門家、ならびに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui  
+86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

# 外商投资准入负面清单进一步升级，释放外资开放新信号

二零一八年七月  
第二十三期

## 摘要

2018年4月10日，习近平主席在博鳌亚洲论坛开幕式<sup>1</sup>上宣布中国将采取包括大幅度放宽市场准入等多项扩大开放的重大举措，受到国内外广泛关注。为落实这一重要讲话精神，国家发展改革委、商务部于2018年6月28日发布了《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》（以下简称“2018版全国负面清单”），推出了涉及制造、金融、交通运输、基础设施、农业、能源和资源等领域共22项开放措施，对2017版《外商投资产业指导目录》<sup>2</sup>中的负面清单（以下简称“2017版全国负面清单”）进行大幅精简，其中还对部分领域的开放列出了具体时间表。2018版全国负面清单自2018年7月28日起施行，2017版全国负面清单同时废止。

随后，国家发展改革委、商务部于6月30日发布了《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）》（以下简称“2018版自贸试验区负面清单”）。在2018版全国负面清单的基础上，2018版自贸试验区负面清单在农业、采矿、文化和增值电信等领域推出新的举措，试点进一步取消或放宽外资准入限制，负面清单条目也从2017版的95条减少至45条。2018版自贸试验区负面清单自2018年7月30日起适用于全国现有的11个自贸试验区<sup>3</sup>，2017版自贸试验区负面清单<sup>4</sup>同时废止。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将分析2018版全国负面清单的主要变化，比较2018版全国负面清单与2018版自贸试验区负面清单的主要不同点，并分享其对外商投资的影响及我们的观察。

## 详细内容

### 2018版全国负面清单的主要变化

2017版《外商投资产业指导目录》首次以负面清单的形式，列示了63条外商投资限制和禁止准入的特别管理措施。2018版全国负面清单则是首次单独发布的外商投资准入负面清单，采用了表格形式，根据2017年《国民经济行业分类》（GB/T 4754—2017）进行了分类。与2017

版全国负面清单相比，2018版全国负面清单减少了15条，保留48条特别管理措施，外商投资审批范围进一步缩小。2018版全国负面清单大幅度放宽市场准入，具体措施的变化主要体现在以下领域：

#### 制造业领域

2018版全国负面清单不同程度地取消或者放开对汽车、船舶和飞机行业的外资限制，包括：取消专用车、新能源汽车整车制造外资股比限制；取消船舶（含分段）设计、

制造与修理须由中方控股的限制；取消干线、支线飞机设计、制造与维修，3吨级及以上直升机设计与制造，地面、水面效应航行器制造及无人机、浮空器设计与制造须由中方控股的限制。

值得注意的是，2018版全国负面清单还对汽车领域对外开放时间表作出安排，即在2020年取消商用车的外资股比限制，在2022年取消乘用车的外资股比限制以及合资企业不超过两家的限制，这

意味着过渡期满后 will 自动取消上述领域的外资准入限制。基本放开制造业领域体现了国家鼓励外资投向高端制造、智能制造、绿色制造的意愿，也符合“中国制造 2025”战略。

### 金融领域

取消对中资银行的外资单一持股不超过 20%，合计持股不超过 25% 的持股比例限制；将证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司和寿险公司的外资股比放宽至 51%。与汽车行业类似，2018 版全国负面清单也给予了金融行业过渡期的规定，即在 2021 年取消金融领域所有外资股比限制。逐步加大开放力度，增强了开放的可预期性。

2018 年 4 月至 5 月，证券监督管理委员会先后发布了《外商投资证券公司管理办法》和《外商投资期货公司管理办法（征求意见稿）》，其中一项重大修改是允许外商投资证券公司和期货公司的持股比例最高可达 51%；2018 年 5 月，银行保险监督管理委员会发布了《外资保险公司管理条例实施细则（征求意见稿）》，将外国保险公司与中国的公司、企业合资在中国境内设立经营人身保险业务的合资保险公司（合资寿险公司）的外资比例上限由 50% 修改为 51%。金融监管机构的上述措施不仅兑现了 2017 年 11 月中美元首会晤达成对金融领域放宽市场准入的承诺，而且也为 2018 版全国负面清单的落地执行提供政策保障。

### 文教体和娱乐领域

2018 版全国负面清单取消了禁止外商投资互联网上网服务营业场所的规定，但新增对电影引进业务、国有文物博物馆和文艺表演团体外商投资的禁止性规定；在教育领域，新增对外资投资宗教教育机构的禁止性规定。虽然 2018 版全国负面清单的基本定位是全方位推进开放，但对上述领域新增的禁止性规定，体现了国家在文化宣传领域对外资政策的收紧。

### 其他领域（包括基础设施、交通运输、商贸流通、农业、能源和资源等）

在基础设施领域，取消铁路干线路网、电网建设须由中方控股的限制；在交通运输领域，取消铁路旅客运输公司、国际海上运输、国际船舶代理的外资限制；在商贸流通领域，取消加油站、粮食收购批发的外资限制。

2018 版全国负面清单还放宽了农业、能源和资源领域的准入，包括取消小麦、玉米之外农作物种子生产、特殊稀缺煤类和石墨开采、稀土冶炼分离和钨冶炼的外资限制。

### 2018 版全国负面清单与 2018 版自贸试验区负面清单的主要不同点

2018 版外商投资准入负面清单是我国大幅度放宽外资准入的重要文件，包括分别适用于全国和自贸试验区的两张负面清单。与 2018 版全国负面清单相比，2018 版自贸试验区负面清单开放力度更大，不仅条目由 2017 版自贸试验区负面清单的 95 条缩减至 45 条，而且在放宽市场准入方面，除与 2018 版全国负面清单一致的开放措施外，在农业、采矿、文化和增值电信等领域推出新的举措，试点进一步取消或放宽外资准入限制，具体包括：

- 在农业领域，将小麦、玉米新品种选育和种子生产外资股比由不超过 49% 放宽至不超过 66%；
- 在采矿领域，取消石油、天然气勘探和开发限于合资、合作的限制；取消外商投资放射性矿产冶炼、加工及核燃料生产的禁止性规定；
- 在文化领域，取消演出经纪机构须由中方控股的限制；将禁止投资设立文艺表演团体改为中方控股；
- 在增值电信领域，将上海自由贸易试验区原有 28.8 平方公里区域试点的开放措施推广到所有自由贸易试验区。

除上述取消或者放开对外资准入限制的措施外，2018 版自贸试验区负面清单针对采矿、交通运输、邮政、法律服务、文化、教育和娱乐等领域还给出了 13 项更加明确的准入要求。例如：在法律服务领域，2018 版全国负面清单新增禁止成为国内律师事务所合伙人的规定，2018 版自贸试验区负面清单细化了这一规定，进一步明确外国律师事务所只能在中国设立代表机构，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员也不得提供法律服务，设立代表机构和派驻代表时需经中国司法行政部门许可。在电影制造领域，2018 版自贸试验区负面清单规定禁止外商投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务，但经批准允许中外企业合作摄制电影。我们认为 2018 版自贸试验区负面清单细化的这 13 项准入要求对 2018 版全国负面清单同样适用。

### 注意要点

2017 年，国务院先后出台《关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知》（国发[2017]5 号，以下简称“引资 20 条措施”）<sup>5</sup> 和《关于促进外资增长若干措施的通知》（国发[2017]39 号“引资 22 条措施”）<sup>6</sup>，以进一步减少外资准入限制，优化外资在中国的营商环境，吸引外资来华投资。国务院于 2018 年 6 月 10 日发布的《关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》（国发[2018]19 号）是继“引资 20 条措施”和“引资 22 条措施”之后针对外资出台的第三份文件，明确提出“大幅度放宽市场准入，全面落实准入前国民待遇加负面清单管理制度”。2018 版全国负面清单和 2018 版自贸试验区负面清单的出台落实了 19 号文的工作部署，其进一步升级显示了中国吸引外资的积极态度，体现了中国外资管理体制更加开放、灵活和高效的改革方向，以营造更加公平透明便利、更具吸引力的营商环境，进一步促进外商投资稳定增长，实现以高水平开放推动经济高质量发展。

境外投资者（包括港澳台）在适用 2018 版全国负面清单和 2018 版自贸试验区负面清单时，针对负面清单之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；针对负面清单之外的领域，应按照内外资一致原则进行管理。港澳台投资者在自贸试验区内、外投资时，应分别参照 2018 版自贸试验区负面清单和 2018 版全国负面清单执行，如果 CEPA 或者 ECFA<sup>7</sup> 有更优惠的开放措施，可按照相关协议规定执行。

2018 版自贸试验区负面清单将于 2018 年 7 月 30 日在全国现有的 11 个自贸试验区内同步实施。自由贸易试验区作为对外开放的试验田继续先行先试，为更大范围的扩大开

放、完善负面清单管理制度积累可复制可推广的经验。2018 版自贸试验区负面清单更是加大了对外开放压力测试力度，尤其体现在电信、文化和旅游等领域。

### 注释

1. 习近平在博鳌亚洲论坛 2018 年年会开幕式上的主旨演讲（全文）  
[http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/10/content\\_5281303.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/10/content_5281303.htm)
2. 《外商投资产业指导目录（2017 年修订）》（国家发展改革委、商务部令[2017]4 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2017 年第 25 期。
3. 截至 2018 年 7 月，全国现有的 11 个自贸试验区分别位于上海、广东、天津、福建、辽宁、浙江、河南、湖北、重庆、

四川和陕西。每个自贸试验区所涵盖的范围，请查阅各自自贸试验区总体方案。

4. 《国务院办公厅关于印发自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2017 年版）的通知》（国办发[2017]51 号），详细内容请参见普华永道《中国税务/商务新知》2017 年第 23 期。
5. “引资 20 条措施”的内容分析及我们的观察，请参见普华永道《中国税务/商务新知》2017 年第 3 期。
6. “引资 22 条措施”的内容分析及我们的观察，请参见普华永道《中国税务/商务新知》2017 年第 28 期。
7. CEPA 指的是《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》（适用于香港地区投资者）或《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》（适用于澳门地区投资者）；ECFA 指的是《海峡两岸经济合作框架协议》。

## 与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**：

于勃  
合伙人  
+86 (10) 6533 3206  
bo.yu@cn.pwc.com

沈琳军  
合伙人  
+86 (21) 2323 3060  
linjun.shen@cn.pwc.com

**普华永道中国商务及投资咨询服务团队**致力于从事中国商务及投资法规咨询和执行工作，在这面积累了深厚而广泛的经验。从协助客户进入中国市场，设计解决方案开始，向客户提供包括投资结构设置，外汇方案筹划，投资结构重组筹划，如股权转让、收购与合并等全面而专业的服务。除了向客户提供各项服务以外，我们的服务团队与中国各级审批机关一直保持密切的对话，并与中央和地方各行业的各级主管机构保持密切的工作关系，协助推动中国商业和投资法律体系的不断发展与进步。

文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 7 月 5 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成  
电话: +86 (10) 6533 3028  
matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵威永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>